

夕張市財政再生計画の変更 (令和元年6月)の概要

- 本年3月12日に夕張市の財政再生計画の変更について総務大臣が同意したが、平成31年度予算について、その後に発生した新たな事情に早急に対応するため、歳入・歳出額等を変更するもの。
- 変更に伴い必要となる財源については、新たな歳入の確保等により対応することとしており、財政再生計画の主要部分である計画期間、財政再生の基本方針については変更はない。

I 歳入・歳出額の変更における主な内容

1 主な変更事項

(1) プレミアム付商品券事業 (+21百万円)

令和元年10月1日からの消費税・地方消費税の引上げに伴い実施されるプレミアム付商品券事業に必要な事務費及び事業費を計上するもの。

(財源) 国支出金 (プレミアム付商品券事務費補助金 9百万円
プレミアム付商品券事業費補助金 12百万円)

(2) 石炭博物館模擬坑道火災対応に伴う経費 (+4百万円)

平成31年4月18日に石炭博物館模擬坑道で発生した火災において、北海道広域消防総合応援協定に基づき、各消防本部へ応援隊の派遣要請を行い、活動を行っているところ。

現場活動中の費用については、現地調達分(消防車両が現地で調達した燃料費等)は要請側が負担することとなっており、活動に要した燃料費について、所要の経費を計上するもの。

(財源) 一般財源 (4百万円)

2 性質別歳入・歳出の増減

【一般会計】

(1) 歳入

地方譲与税の増 (+3百万)、国支出金の増 (+38百万円)、繰入金の増 (+13百万円)、地方債の増 (+2百万円)、その他の減 (▲28百万円)により27百万円の増

(2) 歳出

人件費の増（＋3百万円）、物件費の増（＋13百万円）、維持補修費の増（＋1百万円）、建設事業費の減（▲12百万円）、繰出金の増（＋12百万円）、その他の増（＋18百万円）により27百万円の増

II 財政再生計画本文の変更

火災被害への対応のため新たな経費を要することが見込まれること等から、特別職給与及び報酬等の削減について、当分の間、現状の削減率を継続することとし、財政再生計画本文について、次のとおり変更する。

〈第4 財政の再生に必要な計画及び歳入又は歳出の増減額〉

1 事務及び事業の見直し、組織の合理化その他の歳出削減計画

(1) 人件費

ウ 特別職給与及び報酬等の削減

(変更前)	(変更後)
<p>・ 市長、副市長及び教育長の給料については、一般職員給与と同様、全国都市最低水準を基本として50～30%の削減を行う。期末手当は削減後の給料を算定基礎として、支給月数を一般職員の期末勤勉手当と同じくし、役職加算は凍結する。また、退職手当は削減後の給料月額を算定基礎として、市長5.313月、副市長3.355月、教育長2.937月の支給とする。ただし、平成31年4月改選までの間は、給料を条例本則の額から平均で60%以上削減し、期末手当は削減後の給料を算定基礎として支給月数を年間2.45月とし、役職加算を凍結し、退職手当を支給しない。</p>	<p>・ 市長、副市長及び教育長の給料については、一般職員給与と同様、全国都市最低水準を基本として50～30%の削減を行う。期末手当は削減後の給料を算定基礎として、支給月数を一般職員の期末勤勉手当と同じくし、役職加算は凍結する。また、退職手当は削減後の給料月額を算定基礎として、市長5.313月、副市長3.355月、教育長2.937月の支給とする。ただし、当分の間は、給料を条例本則の額から平均で60%以上削減し、期末手当は削減後の給料を算定基礎として支給月数を年間2.45月とし、役職加算を凍結し、退職手当を支給しない。</p>